

# 誓 約 書

道路側溝へ合併処理浄化槽の処理水を放流することについて、下記のことを誓約します。

- 1 取付管の設置については、合併処理浄化槽から接続する道路側溝までの間に内径300mm以上の溜柵（浸透柵も可）を設置し、道路管理上支障のない方法で設置します。
- 2 取付管について、維持修繕及び管理については、設置者が責任をもって行います。
- 3 取付管について、道路に関する工事・その他公共的事由により道路管理者が移転・改築もしくは除去を命じた場合、設置者の自費で原形に復旧します。
- 4 道路側溝に土砂及び汚泥等が堆積し、処理水を流下させるのに必要な断面が確保されなくなった場合、又は破損が生じた場合には、設置者の責任において清掃をします。
- 5 道路側溝からの逆流水により合併処理浄化槽に破損等が生じた場合、設置者の自費で修復し何らかの請求も行いません。
- 6 放流水に起因する各種の問題が生じたときは、設置者の責任において解決します。
- 7 放流水の水質（悪臭、水質汚濁等）について、町又は保健所から指導を受けたときは、速やかに必要な措置を講じます。水質に改善がみられない場合は、道路側溝への放流中止となっても異議はありません。

令和 年 月 日

大木町長 殿

浄化槽設置者

住 所

氏 名

Ⓜ